

基補発 0327 第 1 号
令和 5 年 3 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

障害（補償）等給付支給請求書に添付する診断書の様式の改正について

障害（補償）等給付支給請求書に添付する診断書の様式については、平成 27 年 12 月 28 日付け基補発 1228 第 1 号により示しているところであるが、これまで複数の事務簡素要望があったこと等を踏まえ、今般、当該診断書の様式を別添のとおり改めることとしたので了知されたい。

改正した診断書の様式には、業務に資するものとなるよう、「労災保険制度のアフターケアの必要性」の項目を設けたことから、診断書の様式を被災者又は主治医等に交付する場合においては、当該被災者の後遺障害に応じたアフターケア制度のパンフレット等を添付するなど、適切に説明等を行われたい。

また、記載に当たっての注意事項等を付記した改正様式の記入例を作成し、厚生労働省ホームページに掲載することとしたので、主治医に説明する際等に適宜活用されたい。

なお、平成 27 年 12 月 28 日付け基補発 1228 第 1 号は、本通知の発出をもって廃止する。

(診断書記入例のリンク先)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html

照会先：労働基準局補償課業務係